

浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月30日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第 26 号

浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付要綱（昭和59年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに寡婦」を削る。

第 2 条中「親睦事業、文化事業その他」及び「並びに寡婦」を削る。

第 3 条中「1,550,000円」を「460,000円」に改める。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（交付の条件）

第 4 条の 2 福祉会は、母子及び父子家庭の生活の向上と福祉の増進に資するため、かつてひとり親であつた者の経験を継承させながら活動することとする。

第 5 条中「前条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。